

◎新潟県告示第357号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	株式会社紫音堂訪問 介護ステーション	新潟県村上市堀片6 番5号	株式会社紫音堂	平成25年3月1日
訪問介護 介護予防訪問介護	ニチイケアセンター長 岡末広	新潟県長岡市末広1 丁目1番7号	株式会社ニチイ学館	平成25年3月1日
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスセンター 春日和越後川口	新潟県長岡市西川口 431番地3	株式会社ワールドス テイ	平成25年3月1日
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスセンター さわやか苑長岡藤沢	新潟県長岡市藤沢1 丁目9番10号	株式会社クレアメデ イコ	平成25年3月1日
通所介護 介護予防通所介護	ニチイケアセンター長 岡末広	新潟県長岡市末広1 丁目1番7号	株式会社ニチイ学館	平成25年3月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	新発田ふれあいの杜	新潟県新発田市城北 町2丁目9番12号	株式会社ふれあいの 杜	平成25年3月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	ショートステイつじ ガーデン宮内	新潟県長岡市曲新町 2丁目2番5号	有限会社アド・メデ イカル	平成25年3月1日